

# 1. 近年の教育を取り巻く変化と今後の教育のあり方について

## ～四日市市総合計画 中間見直しを見据えて～

### (1) 四日市市総合計画（2020⇒2029）構成と計画期間

令和2（2020）年度を初年度とした10年間の四日市市総合計画の構成と計画期間は以下のとおり3層構造となっている。

#### 【四日市市総合計画（2020⇒2029）より抜粋】

○基本構想…本市の将来都市像や基本目標を示すもので、10年間のまちづくりの方向性を明らかにするものです。【計画期間：令和2年度～令和11年度（10年間）】

○基本計画…将来都市像を実現するため、施策の方向性を示すものです。

**<重点的横断戦略プラン>** 【計画期間：令和2年度～令和6年度（前半5年間）】

基本計画のうち、将来都市像の実現に向け、特に力を入れて取り組むべき課題について、分野横断型の戦略プランとして重点的に推進します。

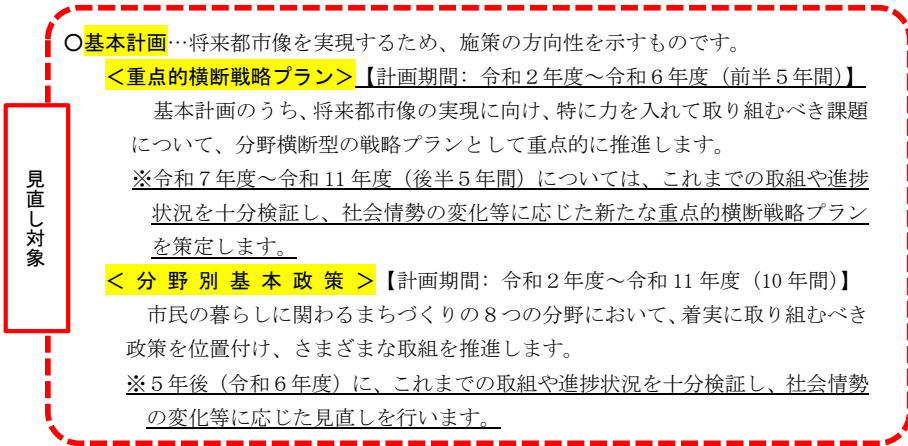
※令和7年度～令和11年度（後半5年間）については、これまでの取組や進捗状況を十分検証し、社会情勢の変化等に応じた新たな重点的横断戦略プランを策定します。

**<分野別基本政策>** 【計画期間：令和2年度～令和11年度（10年間）】

市民の暮らしに関わるまちづくりの8つの分野において、着実に取り組むべき政策を位置付け、さまざまな取組を推進します。

※5年後（令和6年度）に、これまでの取組や進捗状況を十分検証し、社会情勢の変化等に応じた見直しを行います。

○推進計画…基本計画に掲げる施策の方向性に基づき、具体的な実施事業を示すものです。



【図：四日市市総合計画（2020⇒2029）の構成イメージと計画期間】

### (2) 中間見直しの考え方

中間見直しにあたっては、重点的横断戦略プランおよび分野別基本政策を対象に見直しを行う。

重点的横断戦略プランについては、計画期間が5年間（令和6年度まで）であることから、令和2年度～5年度前半までの取組を検証したうえで、令和7年度からの後半5年間の取組の整理、具体的な事業構築を行い、新たな重点的横断戦略プランを策定する。また、基本計画のうちの分野別基本政策については、計画期間が10年間（令和11年度まで）であることから、社会経済状況の変化等を踏まえて必要に応じ見直しを行う。

### (3) 子育て・教育をめぐる変化

#### ① 新型コロナウイルス感染症の拡大

学校の臨時休校、行事の中止や活動制限、長期間のマスク生活、対面交流の減少による子どものコミュニケーション能力や体力低下への懸念、また、経済活動の停滞や、共働き家庭やひとり親家庭の増加など家族形態の多様化、地域とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するなかで、家庭の生活困窮をはじめ生活に不安や悩みを抱える家庭が子どもたちに与える影響も少なくないと考えられる。そして、学校・地域・家庭各々の状況が変容するなかで、これらの連携のあり方や取り組みにも影響を与えてきた。

一方で、児童生徒1人1人端末の配備にはじまり、遠隔・オンライン教育などICT等活用した教育のDX化が加速された。

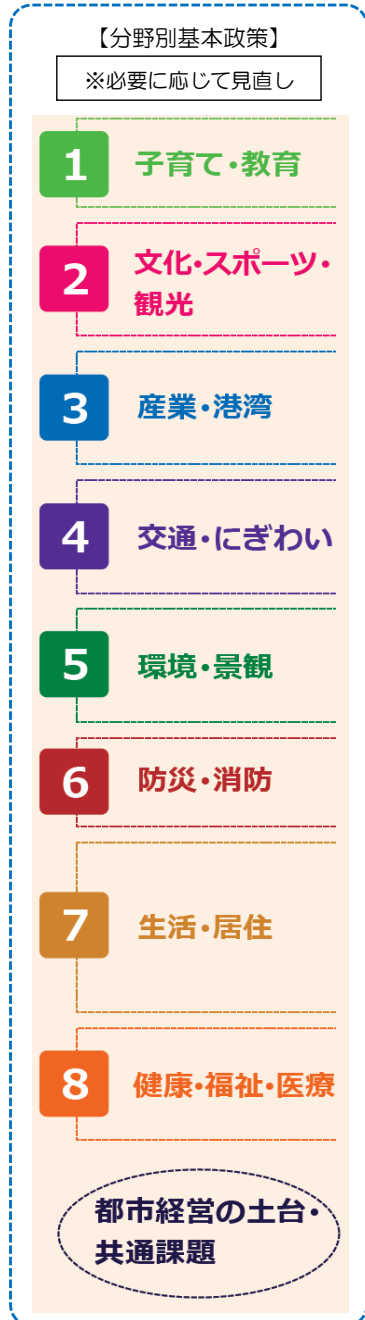
#### ② 教員の働き方改革のさらなる推進

全国的な教員不足や教育的ニーズ・課題が多様化・複雑化するなかで、本市においては長時間勤務の教職員数の改善は図られてきているが依然として多い。また、講師確保ができずに令和5年度より「よっかいち少人数学級」の実施が不可になっている現状がある。

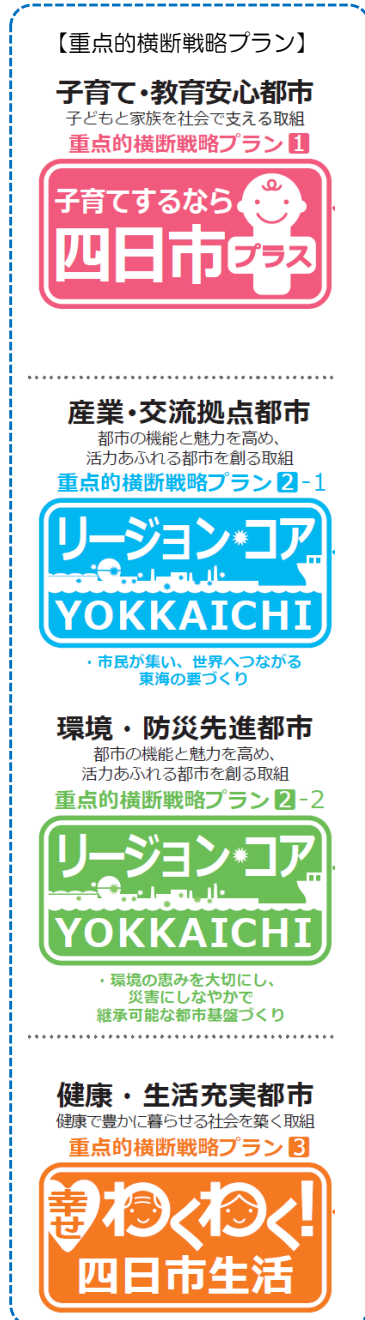
教育・校務DXの推進、SSWやSCをはじめとする多様職種からなる「チーム学校」での指導・支援の強化、部活動の地域移行等を通じ、児童生徒へのより充実した学びの場の提供のみならず、教師が教師でなければできないことに注力できる体制を整備し、教職の魅力の向上やその発信をあわせて進めていく必要がある。

#### ③ こども家庭庁の創設～「こどもまんなか社会」を目指して～

令和5年4月に施行されたこども基本法において、こどもの権利利益の擁護、意見表明機会及び社会参画機会の確保などが求められている。令和5年12月にはこども施策を総合的に推進するためにこども大綱が閣議決定され、基本的な方針とともに、主権者教育、いじめ・不登校、児童虐待、ヤングケアラー、こどもの貧困、こどもの居場所づくりなどを重要事項として位置づけて教育施策との連携が求められている。



分野横断的な取組



プロジェクト別の具体的取組(一覧)

<p>重点的横断戦略プラン①</p> <p><b>子育てするなら四日市+ (プラス)</b></p> <p>プロジェクト 01 令和の学び! 基盤となる学力・体力・能力向上プロジェクト</p> <p>プロジェクト 02 子育て家庭の安心実感倍増プロジェクト</p> <p>プロジェクト 03 「子育て&amp;仕事」両立応援プロジェクト</p>	<p>①「四日市市新教育プログラム」による夢と志を持った子どもの育成 (P23)</p> <p>② 先端技術に対応した教育現場のICT化 (P23)</p> <p>③ 幼少期から質の高い芸術・文化に触れることのできる機会の提供 (P24)</p> <p>④ 幼少期から体を動かす習慣づくり (P24)</p> <p>⑤ 多様な子どもに対する多様な学びの場の提供 (P25)</p> <p>⑥ インターネット時代における、メディア・リテラシー養成を通じた人権教育の推進 (P25)</p> <p>① 乳幼児期における質の高い保育の提供 (P26)</p> <p>② いつでも誰でも訪れられる活動・交流の場づくり (P26)</p> <p>③ 子育て家庭の経済的負担を軽減 (P27)</p> <p>④ 児童虐待防止と養育支援のための取組 (P27)</p> <p>⑤ 社会教育施設をはじめとした地域資源の魅力発見 (P28)</p> <p>⑥ AIを活用した市内のイベント情報発信 (P28)</p> <p>⑦ みんなで創る安全な歩行空間 (P29)</p> <p>① 安心して子どもを預けることのできる環境整備 (P30)</p> <p>② 仕事と子育ての両立ができる職場環境の実現 (P30)</p>
<p>重点的横断戦略プラン②-1</p> <p><b>リージョン・コア YOKKAICHI</b></p> <p>プロジェクト 01 【仕事が生まれる】 第4次産業革命に備える産業活性化プロジェクト</p> <p>プロジェクト 02 【魅力が高まる】 中心市街地の都市機能高次化プロジェクト</p> <p>プロジェクト 03 【人・モノが行き交う】 次世代交通ネットワーク構築プロジェクト</p>	<p>① 企業立地や投資の促進 (P33)</p> <p>② AI, IoT等の新技術の活用、人材育成 (P33)</p> <p>③ 農業のビジネス化 (P34)</p> <p>④ 国際競争力を高める四日市港の物流機能強化 (P34)</p> <p>⑤ 官民データの利活用による新たなビジネスの創出と地域課題の解決 (P35)</p> <p>① WE DO 四日市中央通り (P36)</p> <p>② 四日市が仕掛ける中心市街地活性化 (P36)</p> <p>③ 新たな価値を創出する都市型産業の振興 (P37)</p> <p>① 楽しく移動できる交通環境づくり (P38)</p> <p>② 郊外部の暮らしを支える交通・生活サービスの拠点づくり (P38)</p> <p>③ 都市の発展と命を支える道づくり (P39)</p>
<p>重点的横断戦略プラン②-2</p> <p><b>リージョン・コア YOKKAICHI</b></p> <p>プロジェクト 04 近未来のスマートシティ創造プロジェクト</p> <p>プロジェクト 05 都市の「空き」再活用 魅力増進プロジェクト</p> <p>プロジェクト 06 みんなで備える地域防災連携強化プロジェクト</p>	<p>① スマートエネルギーの利活用促進 (P41)</p> <p>② 100年先まで価値のある「まちなみ」づくり (P41)</p> <p>③ 産業のスマート化促進 (P42)</p> <p>④ ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用したスマート農業導入支援 (P42)</p> <p>⑤ まちと直結、便利で元気の郊外居住地づくり (P43)</p> <p>⑥ マイナンバーカードを用いた市民サービスの利便性向上 (P43)</p> <p>① 産学官連携でつくる まちとまちなみづくりプラン (P44)</p> <p>② オアシス(都市公園)再編 (P44)</p> <p>③ まちの「空き」をまちの「好き」にリニューアル (P45)</p> <p>④ 地域農業の振興と農地の保全 (P45)</p> <p>① 迅速で分かりやすい防災情報の提供 (P46)</p> <p>② 地域防災の取組の推進 (P46)</p> <p>③ 防災教育拠点の充実 (P47)</p> <p>④ 暮らしの安全性を高める川づくり(治水安全度向上) (P47)</p>
<p>重点的横断戦略プラン③</p> <p><b>幸せ、わくわく! 四日市生活</b></p> <p>プロジェクト 01 100歳時代の健康寿命延伸プロジェクト</p> <p>プロジェクト 02 超高齢社会における課題解決プロジェクト</p> <p>プロジェクト 03 WE LOVE 四日市 もっとわくわくプロジェクト</p>	<p>① いきいきと活躍できる環境づくり (P49)</p> <p>② 運動・スポーツの習慣化による健康増進 (P49)</p> <p>③ 地産地消と食育の推進 (P50)</p> <p>④ オープンエアジム 中央緑地 (P50)</p> <p>① 次世代高速通信(5G)・IoT・AIを活用した救急業務の高度化と病院連携 (P51)</p> <p>② 認知症の人にやさしいまちづくりの推進 (P51)</p> <p>③ 福祉サービスと連携したごみ収集システムの構築 (P52)</p> <p>④ 高齢者の安心な暮らしを支える活動づくり (P52)</p> <p>⑤ グローバル社会に適應する環境づくり (P53)</p> <p>① スポーツイベントを活用した地域振興モデルの構築 (P54)</p> <p>② 魅力ある自然の保全に向けた環境教育の推進 (P54)</p> <p>③ 女性による「四日市の魅力」プロデュースと情報発信 (P55)</p> <p>④ 若者が集い、楽しさや新しさを誘客につなげる多様な資源</p>

※3つのプラン推進の基礎や土台となる施策は、その方向性を分野別基本政策に記載しています

この部分について、R7~R11 (後半5年間) 分を策定

#### (4) 子育て・教育に係る国の方針等

##### ①第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）【令和5年6月16日閣議決定】

###### 《コンセプト》

###### ○2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

###### ○日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得の幸福のバランスを重視

###### 《今後の教育政策に関する基本的な方針》

###### ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

###### ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・個別最適・協働的学びの一体的充実
- ・インクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

###### ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成
- ・コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的促進
- ・当事者としての地域社会の担い手

###### ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ・DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））第1から第2段階への移行の着実な推進
- ・GIGAスクール構想、校務DXを通じた働き方改革、教育データの分析・利活用の推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル（対面）も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

###### ⑤計画の実行性確保のための基盤整備・対話

- ・学校における働き方改革、ICT環境の整備
- ・企業等多様な担い手との連携・協働
- ・各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画等の策定等

『新たな教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）』（文部科学省）より抜粋

#### ②こども大綱【令和5年12月22日閣議決定】

##### こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
  - ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
  - ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
  - ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
  - ・意見表明・社会参画する上で欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者が様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
  - ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
  - ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
  - ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んじられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
  - ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
  - ・若い世代が「人生のランチュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようになる。
  - ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

##### こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

###### 1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等）

###### 2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
  - こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
  - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
  - 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
  - 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
  - ・こどもが安心して過ごすことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
  - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
  - いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
  - 大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
  - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
  - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

###### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援